

「(仮称) ウィンドファーム八森山 計画段階環境配慮書」に対する技術審査会答申(案)の形成

答 申 案	答申の考え方 (関連ページは、配慮書本編のページ数)	備 考
<p>【1 全般的事項】</p> <p>(1) 事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)内には、広範囲に水源かん養保安林が存在することから、周辺の自然環境等への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。</p>	<p>・想定区域内の自然環境の特筆される事項について述べ、環境影響について、回避又は十分に低減できる区域の絞り込みについて求めるもの。</p> <p>「関連ページ：189, 193, 196, 198」</p> <p>【参考：(仮称)丸森風力発電事業, (仮称)丸森筆浦風力発電事業(案)】</p>	
<p>(2) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討すること。</p>	<p>・本事業に近接して「(仮称)宮城山形北部風力発電事業」, 「(仮称)大和風力発電事業」等が計画されているため、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価するよう求めるもの。</p> <p>【参考：(仮称)大崎烏屋山風力発電事業, (仮称)白石越河風力発電事業 等】</p>	
<p>(3) 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生変化や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。</p>	<p>・風力発電事業の配慮書段階において、共通して述べている事項。</p> <p>・各種知事意見を参考に文言修正。</p> <p>【参考：(仮称)大崎烏屋山風力発電事業, (仮称)白石越河風力発電事業, 六角牧場風力発電事業(案) 等】</p>	
<p>(4) 想定区域周辺の住民、立地する加美町や色麻町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。</p>	<p>・環境アセスメントを行う上での基本的な事項として、これまでの答申でも必ず記載しているもの。</p>	

<p>【2 個別的事項】</p> <p>(1) 水質</p> <p>想定区域及びその周辺に、水源かん養保安林及び水道水源特定保全地域（鳴瀬川流域）、加美町水資源保全地域に指定されている区域が含まれることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。</p>	<p>・想定区域の一部が水源かん養保安林等に指定されていることから、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成する事を求めるもの。</p> <p>「関連ページ：193, 200」</p> <p>【参考：(仮称)大和風力発電事業, (仮称) 稲子峠ウィンドファーム】</p>	
<p>(2) 地形及び地質</p> <p>想定区域及びその周辺に存在する、崩壊土砂流出危険地区（溪流）及び砂防指定地の上流域、地すべり地形について、事業の実施による影響を調査、予測及び評価し、重大な影響を回避又は低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を想定区域から除外すること。</p>	<p>・想定区域及びその周辺に存在する地すべり地形等について、影響の調査、予測及び評価をした上で、想定区域からの除外も含めて検討するよう求めるもの。</p> <p>「関連ページ：191～198」</p> <p>【参考：(仮称) 稲子峠ウィンドファーム】</p>	
<p>(3) 動物</p> <p>イ 想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカ等の生息や渡り鳥の渡りルートが確認されている。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測および評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。</p> <p>ロ 想定区域内には、希少な昆虫が生息している可能性が高いことから、方法書においては、両生類だけでなく、希少な昆虫の生息も前提とした調査手法を設定すること。</p> <p>ハ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に配慮すること。</p>	<p>イ 想定区域周辺ではクマタカの生息分布のメッシュ、ハチクマやガン類の渡りルートが確認されていることから、事業計画の検討に当たって適切な対応を求めるもの。</p> <p>「関連ページ：73, 78, 84」</p> <p>【参考：(仮称) 宮城山形北部風力発電事業 知事意見】</p> <p>ロ 専門家等へのヒアリング結果において、ゲンジボタルやタガメの生息可能性に言及されていることから、両生類も含め適切な対応を求めるもの。</p> <p>「関連ページ：227, 235」</p> <p>【参考：(仮称) 丸森風力発電事業, (仮称) 六角牧場風力発電事業(案)】</p> <p>ハ 想定区域及びその周辺における生息種を念頭に、今後の調査手法及び事業実施について留意する事項を述べるもの。</p> <p>「関連ページ：235～237」</p> <p>【参考：(仮称) 大崎烏屋山風力発電事業, (仮称) 六角牧場風力発電事業(案)】</p>	

(4) 景観

イ 主要な眺望点だけでなく、葉菜山及び船形山の風景がよく撮影される場所についても、調査地点を設定し、景観阻害とならないよう風車の配置を設定すること。

ロ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの圍繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

ハ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。

イ 葉菜山及び船形山を含めた風景を撮影する際の風車の影響について適切に調査、予測及び評価し、配置計画を検討するよう求めるもの。

「関連ページ：269～276，280～281」

【参考：(仮称)福島北風力発電事業】

ロ 風車の圧迫感等を考慮した上で圍繞景観への影響について、適切に予測・評価を行い、区域の設定を行うよう求めるもの。

「関連ページ：269～276，280～281」

【参考：(仮称)福島北風力発電事業，
(仮称)稲子峠ウィンドファーム 等】

ハ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合、風車の稼働による景観への影響が過小評価となる点、及び風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に調査、予測及び評価するよう求めるもの。

「関連ページ：269～276，280～281」

【参考：(仮称)福島北風力発電事業，
(仮称)稲子峠ウィンドファーム 等】

(5) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺にある千古の森キャンプ場等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

・静穏環境における利用を前提とした活動の場における風車の音の影響について、適切な予測・評価を行い、影響の回避又は十分な低減を求めるもの。

「関連ページ：280～281」

【参考：(仮称)宮城山形北部風力発電事業 等】

(6) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壌・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壌の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路20メートル毎に、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。

・事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壌の放射性物質濃度を測定するよう求めるもの。

「関連ページ：124～125」

【参考：(仮称)稲子峠ウィンドファーム，(仮称)福島北風力発電事業】